
<緑化協議の手続きについて>

I 各種申請における留意事項

1 緑化協議書の提出について

(1) 緑化協議書の提出時期

建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する確認の申請又は同法第18条第2項に規定する計画の通知をしようとする日の14日前までに、緑化協議書を提出してください。また、都市計画法第29条の許可の申請を行う場合は、申請をしようとする日の14日前までに、緑化協議書を提出するようお願いいたします。

緑化協議の手順については、P. 5「緑化事業のフローチャート」を参照してください。

(2) 標準処理期間

標準処理期間は14日間です。協議書類の修正等により前後する可能性があります。担当者と協議書類の事前確認を行ってから提出してください。変更協議の際も同様です。

(3) 緑化協議書の作成要領

提出部数：正本1部・副本1部（正本の複写で可）

提出様式：事前協議書や委任状等のサイズはA4判（縦）、図面はA3を基本とし、フラットファイルで綴じてください。フラットファイルの表紙及び背表紙に件名・位置等の記載は必要ありません。

作成・記載方法等：次ページ以降の各表を参照してください。

ホームページの
ご案内

開発事業等の計画に関する事前協議書等、各種書式を掲載しております。ダウンロードして使用してください。

川崎市トップページ



緑化協議について

ア 開発事業等の計画に関する事前協議書について

| 図書名 | 作成・記載方法等 | |
|-------------------------------|--|---|
| 開発事業等の計画に関する事前協議書 (第19号様式) | 様式は、ホームページからダウンロードできます。 1枚(表裏)のものとなります。 | |
| | 表 | <ul style="list-style-type: none"> ・届出者…事業者の住所、氏名、電話番号を記載してください。事業者が複数の場合は、行の追加又は空白の部分を利用して、記載するようお願いいたします。押印は不要です。 ・代理人…代理人を必要とする場合は、委任状(任意の形式)を添付してください。押印は不要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・事業名…総合調整条例の標記と合わせてください。 ・事業区域の位置…総合調整条例の標記と合わせてください。 ・事業の種類…あてはまる事業をチェックしてください。 ※それぞれの事業については、P. 16「Ⅲ 用語の定義と解説」を参照してください。 ・事業区域面積…「Ⅲ 用語の定義と解説」を参照してください。 ・建築敷地面積…「Ⅲ 用語の定義と解説」を参照してください。 ・用途地域…事業地の用途地域を記入してください。市街化調整区域の場合は、「市街化調整区域」と記入してください。 ・工期…予定の工期を記入してください。 ・計画戸数/人口…計画戸数のみ記入してください。人口の記入は必要ありません。 ・人口密度…記入の必要はありません。 ・設計者…必ず記入してください。 ・施工者…未定の場合は未定と記入してください。 |
| | 裏 | <ul style="list-style-type: none"> ・緑の保全に関する内容…保全される緑地がある場合、欄内に保全の方針等を記入してください。 ・緑化の推進に関する内容…新設する緑地がある場合、欄内に植栽計画のコンセプト等を記入してください。 ・緑化される土地等の緑の管理に関する内容…緑化地等の維持管理について記入してください。壁面緑化や屋上緑化等を行う場合には、灌水方法など管理についての内容を記入してください。 ・管理者…申請時点で未定の場合は、「未定」と記入してください。 ・備考…都市計画法に規定される開発行為の場合は、「開発行為」と記入してください。環境影響評価対象事業の場合は、「環境影響評価対象事業」と記入してください。臨海部の事業で敷地外緑地を設置する場合は、「敷地外緑地対象事業」と記入してください。プレイロットを設置する場合はその面積を記入してください。 |

イ 添付図書について

| | | | |
|-----------|---|---|---------------------------------------|
| 添付 図書 | 位置図 | 縮尺 1/2500 程度の地図に開発区域等を 赤色実線 で表示してください。 | |
| | 土地利用計画図 | 縮尺 1/200～1/500 で開発区域等の位置を 赤色実線 で表示してください。 | |
| | 緑化地等計画平面図 | 縮尺 1/100～1/200 で作成してください。 ①緑化地や植栽内容はすべて 着色 してください。 ②植栽内容（高木、中木、低木、地被類など）は、図面に位置、数量、樹種名が分かるように表現してください。 ③凡例は、樹種名、規格、数量がわかるように表現してください。なお、生け垣植栽や低木の密植を行う場合は、備考にその密度を明示してください。 ④屋上緑化を行う場合は、階段やタラップ、維持管理に必要な施設（灌水施設等）を明示してください。 | |
| | 緑化地等求積図 | 緑化地部分を 三斜求積 し、 緑色で着色 してください。また、接道部緑化、生け垣植栽、大景木植栽、壁面緑化、屋上の緑化、農地及び水辺については、計算式や図示など、わかるように求積図に示してください。 緑化地が正方形又は長方形であっても 三斜求積 をしてください。また、図内・表に底辺・高さを記載してください。 三斜求積の数値が読み取れない場合は、部分拡大図を作成してください。 緑化地内に排水柵等の構造物が設置される場合には、緑化地面積から控除してください。 | |
| | その 他 必要 な 書類 | 建築敷地面積求積図 | 建築基準法施行令第2条第1項第1号に定めるところの面積を求積してください。 |
| | | 開発区域面積求積図 | 開発行為の場合必要となります。 |
| | | 屋上緑化の構造図等 | 屋上緑化を行う場合は添付する必要があります。 |
| 壁面緑化の構造図等 | | 壁面緑化を行う場合は添付する必要があります。 | |
| 委任状 | | 代理人を必要とする場合は添付してください。 | |
| 現況写真 | 「保全される緑地」がある場合は添付してください。 ※緑化地等計画平面図に撮影位置を記載してください。 | | |
| その他 | その他必要とする書類。 | | |

ウ 備考

- (ア) 各種図面の縮尺については上記を目安に適宜作成してください。
- (イ) 数値は小数点第3位以下を切り捨てて、小数点以下2位まで表記してください。
(ただし計画戸数は整数まで) 四捨五入は行わないでください。
- (ウ) 建築敷地面積求積図と開発区域面積求積図は座標求積等でも可とします。
- (エ) P. 4「緑化の制限がかかる事業における協議について」で定める事業に該当する場合は、上記の資料とともに、緑化に制限がかかる区域等を図面に示してください。
- (オ) 緑化地等表示板を設置する場合は、設置位置を緑化地等計画平面図に記載してください。記載内容の詳細については検査時に確認できるようにしてください。

2 変更協議について

事前協議の内容から変更が生じた場合は、変更した内容を踏まえ、「開発事業等の計画に関する変更協議書」を作成し、必要図書を添付し、フラットファイルで綴じて2部提出してください。

提出書類

下記の項目の書類を揃えて2部提出してください。

資料は変更後の内容の書類、または、変更が無い書類は事前協議の書類の写しを添付してください。

| | |
|---------------------|---------------|
| 1 開発事業等の計画に関する変更協議書 | 7 開発区域面積求積図 |
| 2 位置図 | 8 屋上緑化の構造図等 |
| 3 土地利用計画図 | 9 壁面緑化の構造図等 |
| 4 緑化地等計画平面図 | 10 委任状 |
| 5 緑化地等求積図 | 11 現況写真 |
| 6 建築敷地面積求積図 | 12 その他必要とする写真 |

変更協議が必要な主な内容

| | |
|---------------------|--|
| ・緑化地の位置、面積、形状の変更 | ※緑化に関係しない土地利用や建築施設の変更の場合は、変更協議は不要です。 |
| ・多様な緑化手法の変更 | ※軽微な変更であっても、事前協議書の資料の差し替えは行いません。左記の変更内容に該当する場合は変更協議を行ってください。 |
| ・樹木、地被類の種類、位置、数量の変更 | |
| ・事業区域面積の変更 | |
| ・建築敷地面積の変更 | |
| ・その他緑化に関係する変更 | |

※変更協議書と検査申請書は同時に提出できません。必ず、検査申請を行う前に変更協議を行ってください。

3 届出者等の変更について

届出者等の変更については、「届出者変更届出書」を提出してください。

事業名等の変更についても、同書式を使用してください。

総合調整条例で定める「対象事業者変更届」を総合調整条例所管課に提出した場合は、総合調整条例所管課から緑化協議担当課に届いた写しをもって変更受付しますので、「届出者変更届出書」の提出は不要です。

なお、届出者変更の際は、委任状も併せて提出してください。

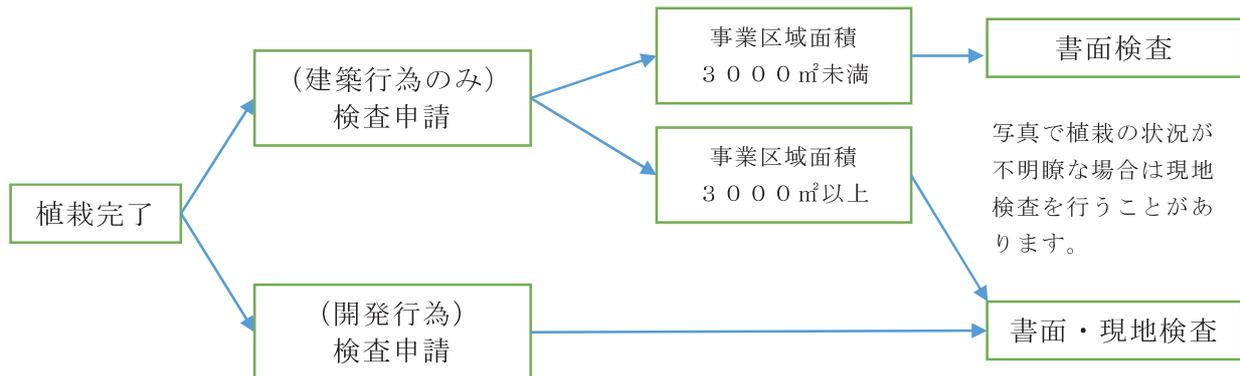
4 協議の取下げについて

事業の中止等により、協議を取下げる場合は、「協議取下届」を提出してください。

5 検査について

植栽工事が完了した際は、速やかに検査の申請を行ってください。
検査の種別は、(1) 検査手続きフローのとおりです。
現地検査がある場合は、緑化協議担当課へ事前に日程調整をしてください。

(1) 検査手続きフロー



検査は書面検査のみと書面・現地検査の2種類があります。ただし、書面検査のみでも植栽の状況が不明瞭な場合は現地検査を行う場合があります。

書面検査では、全景写真や高木写真等から、協議図書のとおり緑化地等が整備されているか、確認を行います。

現地検査では、主に書面検査の内容を現地で確認します。そのため、スタッフ等の測定機器で計測していただき担当職員が現地で確認を行います。

(2) 提出書類

ア 検査申請書類

建築行為のみ：緑化協議担当課へ「緑化事業完了検査申請書」及び検査書類を提出してください。

開発行為：開発指導担当課へ「工事完了届出書」を提出してください。

開発指導担当課から緑化協議担当課に検査の依頼が来ます。

また、現地検査前までに、緑化協議担当課へ検査書類を提出してください。

イ 検査書類

以下の書類を緑化協議担当課にご提出ください。

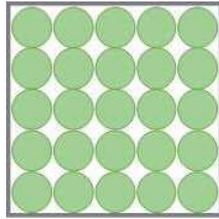
提出部数は正本1部となります。

- (ア) 全景写真
- (イ) キープラン（全景の撮影位置）
- (ウ) 高木の写真
- (エ) 大景木の写真

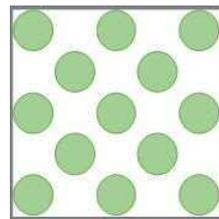
(3) 写真撮影時の注意事項

ア 全景写真

- ・植栽内容（高木・中木・低木）が判別できる距離から撮影してください。
- ・多様な緑化手法の施工完了が確認できる写真も添付してください。
- ・地上部・屋上緑化における芝張り、ポット苗等の地被類の植栽割合は全て覆われていることが望ましいですが、最低5割以上覆われているようにしてください。



裸地無し(イメージ)



5割植栽(イメージ)

- ・地被類を植栽せず、低木のみで密植し緑化地とする場合は、裸地が無いようにしてください。
- ・地被類を播種・種子吹付で施工する際は、以下の写真を提出してください。
施工前 種子の種類、必要数量が確認できるように、必要量全ての種子の袋を撮影
（備考欄に種子の必要数量の算出式を記載。播種・吹き付けの際は必要面積に対して100%の播種・吹き付けが必要）
施工中 種子の播き付けの作業状況が確認できるように撮影
施工後 播き付けた種子の使用量が確認できるように、必要量全ての種子の空袋を撮影

イ 高木写真

- ・各樹種につき1本ずつ撮影してください。
例：シラカン3本の植栽であれば、そのうち1本を撮影
- ・撮影内容は、樹高及び目通り周の測定状況となります。以下の点に注意してください。
樹高 スタッフ（箱尺）等により高さが確認できること。
目通周 地上より1.2mの高さで採寸し、メジャー等で測定したものを接写し、数値が明確に判別できること。
- ・ロッド（標尺）テープ等の数値が不明確なものは、再撮影となります。
- ・植栽前に事業計画地での材料検査時等で測定・撮影がされている場合はその写真でも可とします。

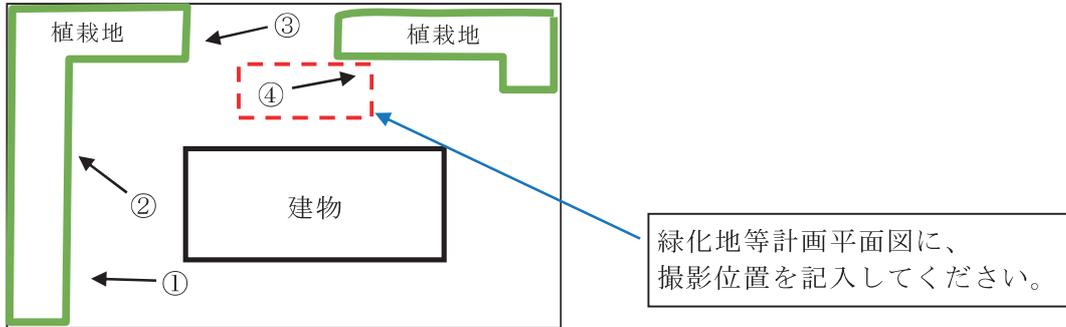
ウ 大景木写真

- ・大景木植栽として緑化面積に算入した樹木は全て撮影してください。
- ・撮影内容は、樹高、目通周、葉張の測定状況となります。以下の点に注意してください。
樹高 スタッフ（箱尺）等で測定が困難な場合は、逆目盛検測桿等で樹高を測定して、全景の撮影及び目盛部分の接写を提出すること。
目通周 高木写真と同様
葉張 スタッフ（箱尺）等により葉張りが確認できること。
- ・写真で数値が確認できないものは、再撮影となります。（例：ロッド（標尺）テープを使用した場合や、高さをメジャーで測定し、数値が確認できない場合 等）
- ・植栽前に事業計画地での材料検査時等で測定・撮影がされている場合はその写真でも可とします。

(4) 検査書類作成時の注意事項

検査書類については以下のとおり作成してください。

ア キープラン



イ 全景写真・高木写真・大景木写真

写真を左側にして、キープランの撮影位置の番号を記載してください。

協議承認時の計画値と実測値の数値を記載してください。
※標準規格未満は検査の完了となりません。

①

写真

②生垣

写真

③壁面緑化

写真

シラカシ

計画値
樹高 3.3 m

実測値
樹高 3.5 m

樹種名を記載し樹高、目通周、葉張りは写真で確認できる実測値と計画値を記載してください。

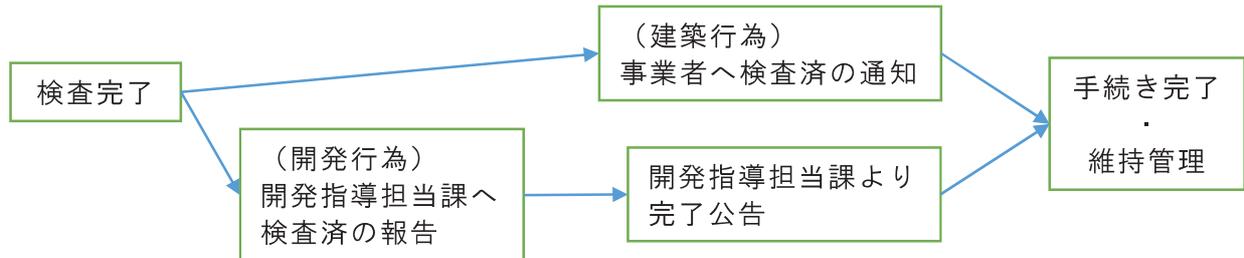
生垣、壁面、屋上など多様な緑化手法で協議した場合は、その名称を記載してください。
※大景木は別途写真を撮るため全景写真には不要です。

樹木が株立の場合は、樹種名の下に各幹の目通周を記載し、0.7 掛けした合計を記載してください。写真は一番細い幹を撮影してください。

(5) 検査完了後の流れ

検査完了後、建築行為の場合は緑化協議担当課から検査済の書類を事業者へ通知することで手続きが完了します。

開発行為の場合は緑化協議担当課から開発指導担当課へ検査済の報告を行い、開発指導担当課より完了公告を行うことで手続きが完了します。



手続完了後は、新たに建築物を建設しない限り、再度緑化協議は行いません。

6 維持管理について

緑化地の維持管理については事業者の責任により適切に管理するよう努めてください。また、台風などの諸事情により樹木の伐採や緑化地の撤去を行う場合は可能な限り復元するよう努めてください。

緑化協議の手引き

平成22年4月 初版
平成24年4月 第2版
平成26年3月 第3版（一部改訂）
平成30年3月 第4版（一部改訂）
令和4年4月 第5版（改訂）

発行 川崎市
編集 建設緑政局

【お問い合わせ先】

建設緑政局緑政部みどり・多摩川協働推進課(緑化指導担当)

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

TEL : 044-200-2391 FAX:044-200-3973

E-mail : 53mikyo@city.kawasaki.jp